

神奈川県ガスコージェネレーション導入費補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）に基づき、神奈川県ガスコージェネレーション導入費補助金の申請に関し、必要な事項を定める。

2 補助事業の範囲の要件

県内にガスコージェネレーションシステムを導入する事業であって、要綱別表3「2第3条の補助事業の範囲」に定める要件に適合するほか、既存設備の更新については、次の要件を満たす必要があります。

(1) 既存設備の更新

既存設備の更新は、原則として補助対象になりません。ただし、既存設備より発電容量(kW)が大きくなる場合は、補助対象とします。

3 補助事業者の要件

要綱第3条第2項及び別表3「3第3条の補助事業者」に定める要件に適合するほか、次の要件を満たす必要があります。

(1) E S C Oの取扱い

ア サービス期間

導入するガスコージェネレーションシステムは、交付要綱に定められた財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、E S C O事業者が保有する設備を契約終了後にサービスを受ける者等に譲渡する契約も認める。この場合、譲渡された者は所有権移転後も、ガスコージェネレーションシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(2) リースの取扱い

ア リース期間

導入するガスコージェネレーションシステムは、交付要綱に定められた財産処分の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、リース事業者が保有する設備を契約終了後にリースを受ける者に譲渡する契約も認める。この場合、譲渡された者は所有権移転後も、ガスコージェネレーションシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(3) 割賦の取扱い

ア 所有権

割賦期間が終了した際は、速やかに割賦購入者に所有権移転が行われる契約内容であること。なお、割賦購入者は所有権移転後も、ガスコージェネレーションシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

(4) エネルギーサービスの取扱い

ア サービス期間

導入するガスコージェネレーションシステムは、交付要綱に定められた財産処分
の制限期間以上の間使用することを前提とした契約とすること。なお、エネルギー
サービス事業者が保有する設備を契約終了後にエネルギーサービスを受ける者に譲
渡する契約も認める。この場合、譲渡された者は所有権移転後も、ガスコージェネ
レーションシステムを補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。

4 補助対象経費

要綱第4条及び別表3「4 第4条の補助対象経費」の取扱いは、次のとおりとしま
す。

補助対象経費の取扱い

経費区分	内容	上限額
設計費	補助対象設備設置についての設計に要する経費	1,500万円
設備費	補助対象設備についての購入に要する経費 ※ただし、設計費又は工事費と併せて申請すること	
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費 ※ただし、既存設備の撤去は対象外	

5 交付申請に係る提出書類

交付申請に係る提出書類は、次のとおりです。

- (1) 神奈川県ガスコージェネレーション導入費補助金交付申請書（要綱別表3 第1号
様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式）
- (3) 全ての補助事業者の現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のも
の）又はこれに代わるもの
- (4) 補助対象経費の内訳（別紙1（要綱別表3 第1号様式））
- (5) 全ての補助事業者の役員等氏名一覧表（別紙2（要綱別表3 第1号様式））
- (6) 複数事業者で事業を実施する場合には、代表補助事業者への神奈川県ガスコージェ
ネレーション導入費補助金の申請等手続に係る委任状（別紙3（要綱別表3 第1号
様式））
- (7) 複数事業者で事業を実施する場合には、事業者間の役割分担等を定めた契約書、覚
書等の写し
- (8) 補助事業を実施する建築物の登記事項証明書（建築物を新築する場合は建築確認済
証の写し）又はこれに代わるもの

なお、補助事業を実施する建築物を新築する場合であって、設計のみ又は設計及び
設備導入を当該年度の補助事業とするときは提出は不要とする。

(9) 補助事業に係る見積書の写し

注 設備ごとの経費が記載されていない場合には、内訳書を添えて提出ください。

(10) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金交付申請書の写し及び金額の内訳が分かる書類

(11) 工事に関する計画図及び説明書（任意様式）

(12) 直近2会計年度の決算書類又はそれに変わるもの

注 代表補助事業者の直近2会計年度（前期、前々期）の決算財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書のうち、作成している既存の文書。新たに作成する必要はありません。）

(13) E S C O、リース、割賦又はエネルギーサービスによりガスコージェネレーションシステムを設置する場合は、当該契約書（案）

(14) E S C O、リース、割賦又はエネルギーサービスによりガスコージェネレーションを設置する場合はE S C O料、リース料、割賦料又エネルギーサービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類

(15) 設置する補助対象設備のカタログ又はこれに代わるもの

(16) 既存設備を更新する場合

既存設備との発電容量(kW)の対比がわかる書類

(17) その他知事が必要と認める書類（県から指示があった場合に提出してください。）

6 補助事業の着手

要綱第9条第1項及び別表3「8 第9条第1項の補助事業の着手」に定める要件の取扱いについて、次のとおりとします。

(1) 補助事業の着手の取扱い

補助金を充当するガスコージェネレーションシステムの設置工事に着工した日とする（当該工事の発注は着工に当たらない。）。ただし、設計費を補助対象経費に算入する場合は、補助金を充当する当該設計を発注した日とする。

7 補助対象となる事業の期間

原則として、単年度で完了する事業を対象としますが、事業計画が複数年度にわたる場合は、当年度中に実施する事業部分（設計・設備設置）のみでの申請も可能とします。

また、県において翌年度も本補助金の予算措置がなされた場合には、翌年度に同年度分の申請を行うことも可能とします。ただし、翌年度も継続して事業を実施する場合の補助上限額は、当該年度の予算の定めによる額と初年度に確定された補助金額の差額となります。

なお、交付決定の日の翌々年度までに、県が採択した事業計画を完了しない場合は、補助金額に相当する額を県に納付していただきます。

また、複数年に及ぶ場合で、設計のみが採択された場合にも、施工完了後に、設備設置完了を証する書類の提出や効果報告をしていただく必要があります。

8 申請期限等について

(1) 申請期限

要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年9月29日とします。
ただし、予算額に達した場合は、申請期限前に受付を終了する場合があります。

(2) 質問受付

脱炭素戦略本部室お問い合わせフォームで受け付けます。

URL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempString=SG0522

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室事業者脱炭素グループ

電話 045-210-4076

なお、次のホームページの掲載情報も参照してください。

「令和5年度神奈川県ガスコージェネレーション導入事業費補助金」ホームページ

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417702/p944481.html>

(3) 申請書類の提出方法

下記の住所へ郵送してください。持参による提出は受付しません。

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

(4) 提出部数

正本1部、副本3部。

事業計画書及び省エネルギー計算書（計算に使用したその他資料も含む）を保存したCD-Rを併せて提出してください。

(5) 提出後の取扱い

ア 提出後の変更、差替え、再提出、返却には原則として応じません。

イ 事業計画書の著作権は、代表補助事業者に帰属します。

ウ 事業計画書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は代表補助事業者が負います。

9 県ホームページ等への公表について

交付決定した案件については、補助事業者名、事業概要等を県ホームページ他にて公表する場合がありますので御承知おきください。

なお、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の優位等を不当に害するおそれのある部分については、当該補助事業者が申し出た場合は原則公開しません。

10 留意事項

(1) 設備の設置工事等

県では、設備の設置工事等の全部又は一部を、代表補助事業者又は共同補助事業者以外の事業者に発注する場合には、発注先については、県内に本社又は支店等の事務所を有する中小企業とするよう努めてください。

(2) 関連制度への応募

県では、本補助事業のほか、ガスコージェネレーション等の導入によりエネルギーの地産地消に取り組む事業者を支援する制度として、「神奈川県地産地消推進事業者（愛称：かなエネサポーター）」制度を設けています。併せて、御応募を御検討ください。

詳細については、次のホームページを御確認ください。

「かなエネサポーター」のホームページ

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/ene-support/index.html>